

# 第12回議会運営委員会記録

令和4年2月15日

【開催日】 令和4年2月15日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時16分

【出席委員】

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 大井 淳一郎 | 副委員長 | 宮本 政志 |
| 委員  | 伊場 勇   | 委員   | 笹木 慶之 |
| 委員  | 森山 喜久  |      |       |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 高松 秀樹 | 副議長 | 中村 博行 |
|----|-------|-----|-------|

【事務局出席者】

|         |        |            |       |
|---------|--------|------------|-------|
| 事務局長    | 尾山 邦彦  | 議会事務局次長    | 島津 克則 |
| 主査兼議事係長 | 中村 潤之介 | 議会事務局議事係主任 | 原田 尚枝 |

【付議事項】

- 1 令和4年第1回（3月）定例会に関する事項について
  - (1) 会期案について  
議案名・・・**資料1**
  - (2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について
  - (3) 人事案件について
  - (4) 請願書の取扱いについて・・・**資料2**
  - (5) 代表質問について・・・**資料3**
  - (6) 議事日程案について・・・**資料4**
  - (7) 陳情・要望書の取扱いについて・・・**資料5**
  - (8) 会議の傍聴について
- 2 改選後の議会運営に関する要望書
- 3 山陽小野田市議会基本条例に関する研修について

#### 4 その他

##### (1) 全員協議会の開催日

- ・ 2月21日（月）午前9時30分 議運決定事項

##### (2) 議会運営委員会の開催日

- ・ 2月22日（火）午後1時

---

午前10時 開会

---

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより第12回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく申し上げます。まず冒頭に先回の長谷川議員の委員外議員としての出席についてですが、これはあくまでも長谷川議員から出席したいという要請を受けて、前回出席を皆さんにお諮りしたということですので、そのことを補足として付け加えさせていただきます。それでは付議事項に入りたいと思います。まず一番目、令和4年第1回3月定例会に関する事項についてです。これについての説明を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 おはようございます。(1)から(6)まで、一括で説明させていただきたいと思います。では、(1)会期案についてです。2月21日月曜日から3月25日金曜日までの33日間の会期としたいと思います。議案名については資料1を御覧ください。3ページまであります。3月定例会になりますので、令和3年度関係議案と令和4年度関係議案を分けて掲載しております。まず3年度関係議案については、総務文教常任委員会所管が1件、民生福祉常任委員会所管が5件、産業建設常任委員会所管が5件、一般会計予算決算常任委員会所管が2件、人事案件1件の合計14件になります。令和4年度関係議案は、総務文教常任委員会所管が8件、民生福祉常任委員会所管が8件、産業建設常任委員会所管が5件、一般会計予算決算常任委員会所管が1件の合計22件となっています。なお、議案第31号、ページで言うと3ページ、

民生福祉のところの(8)になりますが、こちらについては、後送議案となっております。2月21日本会議初日に議場配布と聞いております。続いて、(2)宇部・山陽小野田消防組合議会の報告についてです。こちらは、申し合わせ事項44により行うこととなりますので、消防組合議会議員からの報告があります。(3)人事案件についてです。先ほどの議案件名の中にありました資料1の2ページ、同意第1号についてですが、こちらは申し合わせ事項62により行うこととなります。本会議での即決となります。続いて、(4)請願書の取扱いについてです。資料2を御覧ください。これも3ページまであります。件名を申し上げます。鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書。紹介議員は福田議員と宮本議員となっております。請願者は伊藤様です。内容はまた後ほど御覧いただいて、付託委員会の決定等も必要だろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。それから続いて、(5)代表質問についてです。こちらは資料3を御覧ください。前回までの議会運営委員会において今定例会の代表質問については行うことが決定しましたので、これまで代表質問が行われる定例会に関する議運において出しておりました資料をここに載せております。実施についての細かい要綱が載っておりますので、ざっと申し上げます。2の実施内容の(2)通告は、1、令和4年度施政方針についてとすとしております。質問書は会派のうちから1名となります。最初の一括質問のみ登壇して行い、冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べていただくこととなります。質問時間は1人当たり60分以内で、質問方式は一括質問方式となります。なお、答弁者は最初に総括的な答弁を市長が行い、その後は一般質問と同様となりますので、登壇の後は質問者席に議員は移動していただくことになろうかと思っております。そして(7)の最後の通告書の提出については、2月22日火曜日の正午までに代表質問通告書の提出、そして抽選。23日が祝日となりますので、24日木曜日正午までに、趣旨書——細かい内容の提出をしていただいて、午後1時から質問者間での質問調整を行い、午後2時から午後5時まで代表質問をされる方の聞き取りを行うということとなっております。続いて、以上を踏まえ(6)議事日程案についてで

す。資料4を御覧ください。こちらも3ページまであります。順に説明します。2月21日月曜日、午前10時から本会議を開会しまして、会期の決定。諸般の報告、こちらは事務報告のみになります。そして先ほど申し上げました、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告。終了しましたら、同意1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。これが申し合わせ事項44にありますとおり、本会議初日に即決となります。続いて、今回は3月定例会になりますので、まず、令和3年度関係議案の13件を一括上程し、提案理由の説明、質疑及び委員会付託まで、そして、令和4年度施政方針並びに令和4年度関係議案21件、これは後ほど説明しますが、（議案第26号除く）を一括上程して提案理由の説明までになります。質疑は後ほどまた説明しますがこの日は提案理由の説明までになります。それと次の下段に書いてありますが、令和4年度関係議案1件、議案第26号を上程、提案理由の説明、これも説明までになります。これらを分けている理由ですが、議案第26号が消防団員に関する議案になります。本市議会議員の中に消防団員になられている議員の方がいらっしゃいますので、当該案件については議題となった後除斥になります。そのため、この上程のところから分けて議題として、このときから除斥になっていただくと。伊場議員については、総務文教常任委員会になるので、委員会審査も除斥になろうかと思いませんので、つまり本会議初日から最終日の採決まで全て除斥となるため、別案件で議題としています。委員会審査にも御注意ください。もう1人、松尾議員は、委員会審査は別なんですけど、本会議初日と本会議最終日の採決については外れるということになろうかと思いません。続いて、先ほど説明しましたが請願1件の委員会付託報告までで本会議初日は終了となります。22日火曜日、こちらは先ほど説明しました代表質問の通告締切りが正午まで、併せてこの日は一般質問の通告締切りも正午までになりますので、質問される方は提出をお願いします。続いて、そこまでを踏まえての議会運営委員会を午後1時から開催することになろうかと思いません。人数等の振り分けがこの日に行われることになろうかと思いません。23日天皇誕生日の祝日で休会になります。24日木曜日、こ

れも先ほど説明した代表質問の趣旨書の締切りが正午まで、あわせて一般質問の聞取りを正午までとしております。そして、この後代表質問の聞き取りについて、午後1時から調整して、午後2時から5時までの3時間の間で行っていただくようになります。25日金曜日午前9時から委員会を開催して、総務文教常任委員会と一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会、通例では総務文教常任委員会が第2委員会室、民生福祉常任委員会が第1委員会室になろうかと思いますが、きちんと決めておきたいと思います。よろしく申し上げます。あわせて民生福祉常任委員会と一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会が同時開催となります。26日土曜日休会、27日日曜日休会、28日月曜日午前9時から産業建設常任委員会と一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を第2委員会室で開催となります。3月1日火曜日は委員会予備日としております。2日水曜日休会。3日木曜日は午前10時から代表質問、4日金曜日、5日土曜日、6日日曜日の休会を挟みまして、7日月曜日から9日水曜日までの4日間を午前9時30分から一般質問と考えております。10日木曜日午後1時からの一般会計予算決算常任委員会は令和3年度分の補正等の委員会になります。午後1時からになりますので御注意ください。11日金曜日は午前10時から本会議を開会しまして、付託案件である令和3年度関係議案に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして本会議初日に提案理由の説明まで済んでいる議案について質疑及び委員会付託まで。これも議案第26号以外のものと議案第26号のみで分けております。そして、本会議終了後に一般会計予算決算常任委員会全体会で概要説明があります。12日土曜日、13日日曜日は休会、そして14日月曜日から16日水曜日までの3日間で、それぞれ午前9時から総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会、そして一般会計のそれぞれの分科会を午前9時から開会するようしております。委員会については、恐らく総務文教常任委員会が第2委員会室、民生福祉常任委員会が初日は第1委員会室で、2日目の産業建設常任委員会と分科会が第1委員会室、16日の民生福祉、産業建設がそれぞれまた第1委員会室と第2委員会室に分かれるかと思っておりますので、よ

ろしく申し上げます。17日木曜日は委員会予備日をとしております。18日金曜日、19日土曜日、20日日曜日、21日春分の日の休会を挟み、更に22日火曜日、23日水曜日の議事整理日を経まして、24日木曜日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会し、25日金曜日は午前10時から本会議となります。付託案件である議案第26号を除くものに対する委員長報告、質疑、討論及び採決。付託案件議案第26号に対する委員長報告、質疑、討論及び採決。そして閉会中の調査事項についてです。33日間の会期と議事日程の説明を終わります。

大井淳一郎委員長 (1)から(6)まで終わりましたので、これについて皆さんから何か気になる点とか、質疑等があれば受けたいと思います。それではまず会期案についてですが、特によろしいですか。その後気になること、あるいは後でおっしゃっても結構ですが、特に今のところはよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ここで一つ提案です。3月3日の代表質問の日です。恐らく二つの会派が代表質問をされると思いますが、午後が空くんです。この後について、もうこの日は代表質問だけにするのか、それとも午後は一般質問を入れてしまうのか、もし可能であれば今日決めておきたいと思うんですが、いかがしますか。人数にもよりますよね。それを見て判断してもよろしいかと思いますが、(発言する者あり)そうですね、失礼しました。三つの可能性までありますが、出そろってから、その辺も含めて考えたいと思います。そのほか会期案についてはよろしいですか。

伊場勇委員 先ほど事務局の中村さんから御説明いただいたんですけど、初日の同意1件の上程を、申し合わせ事項44とおっしゃったんですが、申し合わせ事項62の間違いですよね。

中村議会事務局主査兼議事係長 はい、伊場委員の御指摘のとおりです。すみません。申し合わせ事項44は消防組合議会のほうで、申し合わせ事項62でした。申し訳ありません。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告は初日にあるということでもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）人事案件も申し合わせ事項62のとおり行うということです。それから請願書の取扱いについてです。資料2にあるとおりですが、こちらについては請願ですから付託先の委員会を決めなくてはいけないと思います。これは産業建設常任委員会になるかと思いますが、そちらに付託することについて、皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにします。それから代表質問については資料3のとおりです。これは従来どおりですが、この件につきまして施政方針を早く出すように要請してほしいということがあり、要請したところですが、施政方針については従来どおり本会議初日に提出するとの回答でしたので、その旨報告させていただきます。笹木委員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）皆さんもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、議事日程案は資料4のとおりで、これは先ほどの会期案とともに、特に気になることがあれば言うだけだと思いますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、(7)の説明を求めたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 (7)陳情・要望書の取扱いについてです。資料5を御覧ください。連番でページ入れています。15ページまでありまして、全部で五つ出ております。件名をそれぞれ読み上げます。まず一つ目が、ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い。こちらが、特定非営利活動法人日本ウイグル協会会長、ちょっとお読みが分かりませんが、から出ております。あわせて次の2ページになるんですが、同じように意見書採択のお願いということで全国地方議会議員の会ということで会長、幹事長、政調会長、総務会長の連名で同じように出ております。続いて、二つ目の要望書になります。7ページからになります。要望書（母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望）ということで、付偉形さん方から要望が出ております。



続いて、三つ目が10ページからになります。シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度）について意見書の提出を求める陳情書。こちらが公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター理事長の藤本様から出ております。四つ目、12ページからになります。広報特別委員会の委員会運営正常化に関する陳情ということで樋口様から出ております。そして最後五つ目、14ページになります。陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について）ということで伊藤様から出ております。この五つの陳情・要望書の調査委員会の決定をお願いします。

大井淳一郎委員長　ただいま説明がありました(7)の陳情・要望書の取扱いについてです。調査委員会を決定してほしいということです。まずウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い並びに母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望書ですが、こちらについては調査しないという取扱いでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらは調査しないことにしたいと思います。続きまして、シルバー人材センターに対する支援について意見書の提出を求める陳情書についてですが、これは、これまでの経緯からして産業建設常任委員会が適当だと思うんですが、そちらに調査を依頼するということがよろしいですか。これまでもシルバーは産業建設常任委員会ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは産業建設常任委員会に調査を依頼するということが決定しました。続きまして、広報特別委員会の委員会運営正常化に関する陳情についてですが、これについてはいかがでしょうか。中身は広報特別委員会の委員会運営の正常化ですが、こちらについては腹案ですが、議会運営委員会で調査すると。それとも取扱い、どうですか、これについて。これについては、委員会運営に関わることですので、議会運営委員会で調査するということがよろしいですか。

宮本政志副委員長　この内容を見ますと、広報特別委員会の委員会運営のことも書いてあるのかなと受け止められるので、委員会運営そのものの全体で

いくなら、確かに委員長がおっしゃったように議運でいいでしょうし、この広報特別委員会の委員会の流れとも読み取れますから、広報は広報で、議運は議運で全体的な委員会運営という形で取り扱ったらいいかと思います。

大井淳一郎委員長　と申しますと、二つの委員会でやるということですか。

宮本政志副委員長　これを見てみますと、仮に広報特別委員会に来たとして、広報特別委員会で扱った中で委員会運営のほうも出てくるかなと。これを読んでいきますと、議運のほうにということになるかなと受け取ったんです。だから、委員長は最初から議運の扱いでおっしゃったと思うんです。今、流れをちょっと説明していただいたほうがいいかなと。私はこれを読んだ感覚で言っていますんで、今委員長が議運でと言われたところをもう少し詳しく言ってもらったほうが、ほかの委員も分かりやすいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長　そうですね、私もこの陳情の取扱いについてどうしようか判断に迷ったところです。広報特別委員会と書いてありますので、広報特別委員会で調査するというのも考えられるわけですが、これは委員会運営ということで、調査を受けた広報特別委員会で調査することになりますと、これはむしろ広報特別委員長の委員会運営ですので、その調査を受ける委員会の委員会の運営ですから、ちょっとやりにくいかな。除斥ではないんですけども、やりにくいかな、ちょっと難しいかなと思いました。ですので、取りあえず議会運営委員会で話を聞いて、意図を聞いて、やっぱりこれは広報特別委員会でも調査したほうがいいかなと思ったらそのときに議会運営委員会で対応を考えるという意図で腹案を申し上げたわけです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）副委員長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）広報特別委員会の委員会運営の正常化に関する陳情につきましては、議会運営委員会で調査することにします。それから、最後の陳情書については、教育委員に

関わることですので、総務文教常任委員会に調査を依頼するという  
ことではよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは繰り返します。ウ  
イグル地区の人権問題、母が中国で不法に逮捕されている件については  
調査しない。シルバー人材センターについては産業建設常任委員会、広  
報特別委員会の委員会運営正常化は議会運営委員会、教育委員中村眞也  
氏の中立性を欠く言動についての調査うんぬんは総務文教常任委員会に  
調査を依頼することに決定しました。それでは(8)会議の傍聴についてで  
す。こちらは結局、どういうことでしたか、ちょっと説明してください。

中村議会事務局主査兼議事係長 前回の議会運営委員会で投げ掛けさせていた  
だきましたが、会議と書いてあるのは本会議、委員会などがありますの  
で、一般の方の傍聴、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等  
を踏まえて、どうされるかを議論していただきたく、付議事項として挙  
げているということです。

大井淳一郎委員長 これは前回の議会運営委員会において、その他のところで  
あったと思うんですが、本会議と委員会における傍聴の取扱いです。現  
在のオミクロンの拡大を受けて、厳しい状況が依然続いているわけです  
が、これについて、各会派で見解があればおっしゃっていただければと  
思います。創政会はいかがでしょう。会議の自粛について。では、先  
に至誠一心会のほうで。

笹木慶之委員 状況がまだはっきり見えないという部分が実はあり、昨日辺り  
も、またかなり出ておるような数が示されています。状況が動いていま  
すので、我々の会派では、今どうこう言うのは大変難しいという判断に  
なっています。判断が難しいということです。今日の段階でということ  
だよ。これからの状況の中で、もっと厳しくするというふうなことに  
なるかもしれないです。というような状況です。

大井淳一郎委員長 そうですね。ただ、1週間後には本会議が始まります。恐

らく初日から傍聴される方はいないとは思いますが、取りあえずそれまでには決めとかんといけんとは思いますが。参考までに創政会で、何か決定したこととかがありますか。

伊場勇委員 今、この議会運営委員会も傍聴しようと思えばできますよね。今の取扱いなんですけど、傍聴御希望の方は事務局に来ていただいて、そこで検温、消毒、氏名と住所も記入する。そのときに、今、濃厚接触者にならないような形で傍聴していただける環境は整っているんですよ。そうであれば、よっぽどのがない限りは今のまま、つまり傍聴を御希望の方は、そのまま傍聴してもいいんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょう。

大井淳一郎委員長 事務局の取扱いについて再度お願いしたいと思います。

島津議会事務局次長 傍聴は禁止することはできません。ですので、どうしても、傍聴されたいという方があれば、傍聴していただけます。前は、傍聴自粛ということで、ホームページ等にも自粛をお願いしますというふうにしておりました。それを見られても、なおかつ傍聴されたい方は傍聴することは可能です。今議論していただきたいのは傍聴を自粛されるかどうかということ、傍聴の自粛を求めるかどうかということです。

大井淳一郎委員長 これについてですが、いかがでしょうか。暫時休憩しましょうか。それとも、今決定しますか。少し暫時休憩してから、決定したいと思います。では、暫時休憩します。

---

午前10時30分 休憩

---

---

午前10時40分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。会議の傍聴についてですが、

皆様の意見を聞かせていただいた上で、これにつきましては従来どおりの感染防止対策、検温、マスク等、あとはソーシャルディスタンス等の対策を講じた上で、従来どおり、会議の傍聴については自粛を求めないと決定したいと思いますが、皆さんいかがですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）自粛しないが、状況が著しく悪化するようなことがあれば、また自粛することもあり得ますが、今のところは自粛を求めないということで考えたいんですが、いかがですか。別の考えがあれば

宮本政志副委員長 現状をもう1回確認させてください。前回の12月定例会ではどうでしたか。

島津議会事務局次長 傍聴の状況というか対策ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）現在は傍聴を希望される方に氏名と連絡先を記入していただいております。それから検温も実施しております。議場においては、議席を一つずつ開けるような措置を取っております、ソーシャルディスタンスが取れるように対策しております。

大井淳一郎委員長 12月は自粛を求めていますね。

島津議会事務局次長 12月は自粛を求めておりません。自粛を求めたのはいつからかということ……

尾山議会事務局長 大会議室で、仮の議場というところで工事中に開催してきた期間は自粛を求めておりましたけど、議場の工事が終わって、議場で会議を行うようになったのが一昨年の12月議会からです。そのときから今日まで自粛を求めておりません。

宮本政志副委員長 事務局、ソーシャルディスタンスというのは、前後左右斜めの距離、そして席に何か印を付けるというのは、どうなっていますか。

島津議会事務局次長 4人掛けのところを2人掛けにしております。前後の距離については約1メートル程度ぐらいしかないと思います。ただし、傍聴席はそんなに話すところではないので、前後は現状のままで1.5メートルはないかと思います。距離が1メートルあるかないかは測ってみないとちょっと何とも申し上げられません。

宮本政志副委員長 何でそれを聞いているかという、一般的に1メートルという距離のこともよく言われています。当然マスクのことも言われているので、感染者数もやっぱり多いわけですから、その辺りを徹底してきっちり距離を確保する、あるいは分かりやすいソーシャルディスタンスが取れるような目印など、そういうところもきちっとしておかないと、という意味でお聞きしたんです。

島津議会事務局次長 椅子は座れないように目印はちゃんと置いております。

中村議会事務局主査兼議事係長 今距離を測りに行きましたのでちょっとお待ちください。椅子が4人掛けと先ほど言いました。前後で段差もあります。互い違いの4人掛けにしているので、自分が座っているところの前の列、下段になりますけど、そこに人はいなくて、下段の横に人がいる。だから互い違い、前後でジグザグになっているということです。

大井淳一郎委員長 椅子にバツとかは付いていないよね。

尾山議会事務局長 この間の12月議会で請願でしたか、厚狭地区の水路のあのとき、すみません、それではありませんでした。別の件で、第2委員会室で青年の家のことを審査したときに、傍聴で7人来られたときは、配列は大体この第1委員会室と同じような傍聴席になっています。一つ飛びに座っていただいて、座り切れない方は、日頃執行部が座る後ろの席に離れて座っていただいた例があります。

島津議会事務局次長 椅子等には座れないように、バツ印じゃないですけど空けてくださいというように表示したA4のものを置いてあります。

大井淳一郎委員長 委員会については先ほど局長が言われたような対応を随時取っていただくということで、本会議については今ちょっと距離を測り行っていますので、決定はちょっと保留にして次の件に進みたいと思います。続きまして、改選後の議会運営に関する要望書についてです。大きく3点要望があったところです。これについて先回の議論も踏まえて、要望書について確認したいと思います。まず、例規体系の見直しについては今後の課題ということでしたが、前回委員から、申し合わせ事項等含めて議会関係の例規というか、規則等はホームページ上にアップしてはどうかといったことがありました。これについて、見える化を図る方向で進めていきたいということでありましたが、具体的にホームページに何を載せるかということを決められるのであれば決めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局にもちょっと確認したいんですが、考えられるのは、便覧の目次にあります関係条例規則等の議会関係辺りが候補になるのかなと思うんですが、いかがですかね。山陽小野田市議会定数条例から、定例会条例とか、当然基本条例、政治倫理条例、傍聴規程、議会モニター設置要綱とか、24ぐらいありますが、議員関係もあるし、事務局関係もあるんですが、皆さんは便覧をお持ちでしょうか、どういったものを見る化していったほうがいいのか。載せようと思ったらこれだけのものを載せることができます。書式例はいいと思うんですが、やはり議会関係等とはということですかね。ちょっと事務局に見解をお伺いしたいんですが、便覧の目次に、条例、規則、規程等があります。これについて、ホームページにアップすることになれば、どの辺りを大体アップされているのか、先進事例等があれば教えていただければと思います。あわせて現在、結構ばらばらな形で載せてあると思います。私が確認したのは基本条例とか、モニターの設置要綱とか、議会報告会の規定とかといったものは、それぞれのところで載っているのは確認しました。載っていないのは申し合わせ事項とかだと思います。そ

のほかは結構載っている。議会運営に関する規程はないと思うんですが、現状を教えてください。

島津議会事務局次長 詳しく他市の事例を調べたことにはっきり申し上げられないんですが、議会基本条例とか、議会関連の条例を載せられているところがあります。それから基本的に条例や規則は市の例規集として載っているものもありますが、議会として別にピックアップして載せるということであれば、それは構わないであろうと思います。恐らく各種要項とかも載っておりますので、載せられるとしたら議会関連、それから議員関連を載せているところが多いのではないのでしょうか。

大井淳一郎委員長 議会関係と議員関係ですね、政務活動費のこともあります。

島津議会事務局次長 ただし、政務活動費等は載っていることが多いんですけども、議員や市長選挙等の選挙関連のものは、議会関連ではなく、選挙管理委員会のところで載っているところもあるのではないのでしょうか。

大井淳一郎委員長 そうですね、こういうものは別に議会そのものではないのということですよね、議会関係、議員関係。分かりました。便覧の議会関係と議員関係が中心にアップされると思いますが、どれをピックアップしていくかということについては、また次回以降の議会運営委員会等で最終的に確認して、それでホームページに整理して載せていくという方向でいきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういう方向で行きたいと思います。それから、政治倫理条例についてですが、これは政治倫理基準の見直しという方向で今考えております。具体的にはどうするかということは、また次回以降で決めたいと思いますが、前回も言いましたように、できればなんですけれども3月定例会の最終日に改正案を上程したいと思っております。こちらもまた協議していきたいと思いますが、それでは今回協議したいというか、議論を深めたいということで、前回、伊場委員から、秘密会の取扱いについて議論



を深めたいといった発言がありましたので、これについて今日は皆さんで協議して、会派等に持ち帰っていただければと思います。これについて、伊場委員から、意図というか秘密会の議論を深めたいということについて。

伊場勇委員 先日申し上げたのは、秘密会を開催するに当たって、ふさわしいかどうか、要件をしっかりと吟味することが大事だと。もう一つは、秘密事項を限定していかなきゃいけない。ただ、その解除のことも考えながらしっかりと定めていく、定めていくというのが秘密会を開催していく必要があるということです。もう一つは、議会基本条例にある議事録を積極的に公開していくというところとの整合性をどう取っていくかというところ。例えば、秘密事項を特定して、黒塗りにして、公開していく等、その取扱いがしっかりと規定されていないところ、例えば会議規則等々に載せるとか、そういったところを議論して、改善していくべきじゃないかと思っておりますので、その点について、会派等々に持ち帰っていただくなりしていただいたらどうかという提案です。

大井淳一郎委員長 今、伊場委員から提案がありました。これについて特にポイントとなるのは、秘密会、前回までの話ですと、会議規則に従って秘密会が将来的に行われた場合には、会議録は公表しないといったことでした。今、伊場委員から議会基本条例との整合性を図ることを考えるならば、秘密事項を特定した上で、それ以外の部分は公開、公表したほうがいいのではないかといったことが中心になるかと思えます。これについて、それも含めて、今言われたことについて、各会派で持ち帰っていただいて、最終的に議会運営委員会としての方針を決めていきたいと思えます。皆さんから補足、あるいは質疑等があれば。伊場委員、秘密会の解除のことを考えてというのはどういう意味ですか。

伊場勇委員 秘密会が開催されたときに、いずれ解除するときがある事案とそうでない事案があると思うんですけれども、秘密会を開くかどうかのと

きには解除する時期等がはっきりしている場合とかは、秘密会を開催するときには解除についてもしっかりと考えて精査する必要があるんじゃないかということです。意味が分かりますか。

大井淳一郎委員長　そうですね、ある議案が出される予定だとします。ただ、議案の中身がはっきりしていない。例えば市役所の場所がどこか定まっていない。それを今の時点では明らかにできないけど、議案等で議決されたら明らかにできるので、将来的には解除されることもあるだろうと。そのときには秘密会を開催するけれども、そのときに解除のことを考えてやると。これは運用の話ですよ。解除要件について、積極的に規則に定めることができるのかどうかなんですよね。これはどうですか、先進事例で秘密会の解除について明記しているところがありますか。結構実質的な判断です。すみません、事務局にお伺いしたいのは、秘密会の解除について、どういった場合に秘密会を解除できるかを明記しているところがあるのかということです。見解を教えてください。

島津議会事務局次長　はっきり調べているわけではないんですけども、秘密の解除には、様々なケースがあると思います。それを一つずつ、規則なりに定めるのは難しいのではないかと思いますので、恐らく解除の条件を規則で細かく定めているところはないのではないかとはいえます。いろんな条件で、例えば先ほど言われましたように、時期的に解除できるものとか、それから人の了承によって解除できるものとか、様々なケースが考えられますので、個別具体的なことは定めていないのではないかとはいえます。もちろん他市の会議規則等も調べてみたいと思います。

宮本政志副委員長　伊場委員から創政会で話し合った秘密会の解除等について言われましたけど、これは非常に重要なんで、至誠一心会やみらい21が、もともとのこの要望についてどのようにお話しされたのか、今の点も含めて少し意見をお聞きしておきたいです。

笹木慶之委員 私たちも、まだ非常に状況はよくつかめないところもありますけれども、要は情報公開条例との関係ですよね。情報公開の問題と秘密会の兼ね合いの問題。これも一つずつ整理していかなきゃならんという部分があるんですが、それに関連して今の部分も関係してくる部分もあるのかなあという気もします。そもそも、秘密会とは何ぞやからもう1回整理し直さんと、なかなか部分的に議論しても難しい面があるわけです。私自身もそう思っています。今までの本市の例も取り上げながら、それから専門的な法の立場に立った考え方をきちっと整理しながら個別の問題に詰めていくと。現状では今そういう段階です。まだ細かい部分、一つ一つのことについての議論にまで至っておりません。

大井淳一郎委員長 みらい21ですけれども、秘密会の解除については、他市の事例等を見ても明記している事例がありませんので、これを具体的に書くことは難しいだろうと。秘密会の解除については、具体的な事例を見ながら、委員会で個別具体的に判断することになりますが、過半数の議決で秘密会の解除はできますので、明記は難しいんじゃないかといった話がありました。確認ですが、秘密会の解除については明記がなくても、過去、ほかの事例で秘密会の解除はあると思いますので、これは過半数の議決で解除できるといった取扱いでよろしかったでしょうか。その点を確認したいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 前回までのどこかで、恐らくという言い方をしましたけど、調べると解除の場合も過半数というのはありましたので、それで間違いないと思います。すみません、今のは委員会の場合のお話です。

大井淳一郎委員長 委員会の秘密会の場合と。そうですね。皆さんに持ち帰っていただいたのは、秘密会の解除についてどうするか、明記するのかしないのかも含めて、秘密会そのものの性質も踏まえて、皆さんにそこを持ち帰っていただきたいのと、後は先ほど提案がありましたように、秘

密会の会議録についても、従来の会議規則のとおり非公表とするのか、それとも秘密事項を特定して、そこは黒塗りにした上で会議録を公表するのか。これについて大きく2点、皆さんで持ち帰っていただきたいと思います。伊場委員、それでよろしいですか。それを次回以降の議会運営会の中で話していきたいと思います。それでは、付議事項2点目は以上とします。付議事項3点目です。山陽小野田市議会基本条例に関する研修についてです。これは議会基本条例第35条第3項に当たりますが、「議会は、一般選挙を経た任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する研修を行います。」となっております。山陽小野田市議会基本条例に関する研修を実施しなくてはならないわけですが、具体的にいつやるかということが、なるべく早い時期にはやりたいと思うんですが、いつやるかはちょっとなかなか難しいところがあって、どのような形でこの研修をしていくことがよりいいのかということ、もし大枠でも決められるのであれば皆さんと決めておきたいと思います。過去については議会基本条例そのものの研修ですので、議会内部でやるということも考えられますけれども、議会アドバイザーがお2人いますので、それらの意見を聞いた上で、外部講師を呼んでの研修ということもあり得ますが、その辺りぐらいはちょっと決めておきましょうか。それによって、いつなのかということもありますので。目的は検証というよりかは研修ですので、新人議員はもちろんベテラン議員も含めて、議会基本条例の意義等について改めて認識する、情報共有するのが目的です。その上で前回、改選前の検証結果も出ていますので、それも踏まえてのことになると思いますが、主に議会基本条例の認識を共通するのが目的になるかと思います。具体的な細かい中身はまたおいおい決めていくことになると思いますが、今日のところは取りあえず持ち帰ってもらいましょうか。よろしいですか。違いますか。

宮本政志副委員長 事務局、リモート等の環境はもう十分ですか。

島津議会事務局次長 委員会室等でリモートでの会議はできます。ただ、議員

全員でやるとなると、前回山陽総合事務所でやったような形の研修になるうかと思えます。リモートを使えばです。

大井淳一郎委員長　そうですね、リモート環境は、大きな教室に大きなスクリーンで映しだして、相手の顔はこちらから見えるけど、向こうからは教室全体しか見えないので、前は質問のときは、パソコンの前に行つてということで、余り格好はよろしくなかつたかもしれません。

笹木慶之委員　ちよつとお尋ねするんですけど、手法は今のよう形もあるかと思ふんですが、講師を呼んで部外研修するのに、今はアドバイザーの方お呼びしていますよね。これはやっぱりアドバイザーでないとまずいのかな。

大井淳一郎委員長　いや、そんなことはないと思ふます。いろいろな、ほかの方も候補にして、ここで決めていただければと思ふます。

笹木慶之委員　だから特定の講師の先生のある程度経験の長い議員はそれだけ聞いておられるから、また違った人の考えを聞くのも、考え方を深める一つになるのかなと思ふますよね。だから、いろいろ聞いてみますと多少考え方が違つている方もおられるようで、一様ではないという部分もあるので、部外研修を考える上で可能ならば、講師の選択をする中にそういった思いを少しさはせてもらいたいと思ふます。だから、根本的な問題は変わらんけれどもですね、やはりいろんな部分で、多少、違つているようなことも聞きますので、その点がどうかと思ひました。だから、それを含めて会派持ち帰つて話をしたいと思ひますが、よろしいですか。

大井淳一郎委員長　今日のところは、皆さん持ち帰つていただいて、外部講師を呼ぶかどうかも含めて。ただ、ここで認識を共通しておきたいのは、あくまでも、今考へているのは基本条例に関する研修であつて、議会全

体でやる研修とは違いますので、必ず外部講師を呼ばなくてはいけないということではありません。その辺も踏まえて皆さん持ち帰っていただければと思います。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、この点は以上とします。それでは4、その他です。全員協議会の開催日等について、報告を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 4、その他(1)、まず全員協議会の開催日は2月21日の月曜日、午前9時30分から議運決定事項の報告、この12回までで報告が必要な事項になろうかと思えます。次の(2)議会運営委員会の開催日です。先ほど議事日程のところでも説明しましたが、22日の火曜日午後1時から一般質問と代表質問でそろいますので、人数の振り分け等が必要になります。あわせてさっきの代表質問の日の何人されるかによって午後どうするかというのを、まだ決めていないのがこの日に決めないといけない案件が残ったと思えますので、そこまで全部決めてから22日の件も全員協議会どこかで開かないといけないかなと思えます。そうすると、日にちも皆さんにそのとき御協議いただけたらと思えます。22日に全てそこまで決めていただけたらと思えます。

宮本政志副委員長 すみません。今の代表質問の人数によってその日の午後から一般質問という件、確かに冒頭に出ましたけど、やはり代表質問はもう代表質問の日、一般質問は一般質問の日ということで、一般質問と代表質問を同じ日にやるというのはいかがかなと思うんで、その辺りはもう検討するは必要ないかなと思えますが、どうでしょう。

大井淳一郎委員長 もしそれで決定できるのであれば、それで決定したいんですが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そこは午後はなしで代表質問だけということで、そこは決定したいと思えます。先ほどの距離の件がありました。

原田議会事務局議事係主任 議場の傍聴席を測ってきました。距離といいまし

でも、顔から顔、後ろの方の顔から前の席の方が座るであろう部分、顔に当たる部分までが1メートルちょっとぐらいはあるかなと思います。席の後ろの一番先頭の角から前の席の一番後ろの角までは、実際はまだ大分短いですが、顔から顔までを図れば、1メートル10センチぐらいにはなろうかと思います。席は前後で互い違いに座るようにはしております。その席に、ここはコロナ対策で座らないでくださいというようなシートを事務局職員が貼っておりますので、そこに傍聴の方が座るようなことはないかと思っています。

大井淳一郎委員長 今事務局から距離の話がありました。今の話も総合しまして、議会運営委員会としましては、現時点では自粛を求めることはしないということで、従来どおりの感染防止と。

伊場勇委員 確認なんですけど、前回その市議会の定例会で自粛したことがありますよね。その頃と比べて状況がはっきりしてきたことも増えたということですよ。その理由をちょっとははっきりしなきゃいけないなと思います。前と今との違いです。今は濃厚接触者もきちんと規定されて、対策をしっかりしていて、前回より陽性者は間違いなく増えてはいますが、新型コロナウイルス感染症の対策事項がはっきりできてきているので、傍聴は中止することはできませんし、自粛するまでにも至らないということの理解でいいんでしょうか。

大井淳一郎委員長 そうですね、総合的な判断というのはそういうことになるかと思います。確かに感染者数だけ見ると増えて、良くないように思えるけど、あのときと今では私たちのコロナに対する認識、それから現在の新型コロナウイルスの毒性も含めて考えるならば、自粛を求めるまでもないのかなと。今ちょっと決めようとしているんですが、笹木委員から何かあればどうぞ。

笹木慶之委員 一番大きな問題は、議場です。あの時は仮議場だったんですよ。

仮の議場だったでしょ。ということで、こちらの議場になってからは自  
粛していないんですね。ということだから、それが大きな問題。

大井淳一郎委員長　そうですね、場所の点もあったかと思います。それらを踏  
まえると、今回は自粛を求めなくてもいいのではないかということで統  
一していきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
では、そのように決定したいと思います。それでは、付議事項について  
は以上としますが、その他のその他でありますか。よろしいですね。（「は  
い」と呼ぶ者あり）また、次回以降、議会運営委員会を開きますんで、そ  
のときにいろいろと議論していきたいと思います。それでは本日の議会  
運営委員会は以上とします。お疲れ様でした。

---

午前 1 1 時 1 6 分 散会

---

令和 4 年（2022 年） 2 月 1 5 日

議会運営員長 大 井 淳一郎